

平成27年第3回定例会 9月30日

日程第5．議案第49号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5．議案第49号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 それでは、議案第49号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では9月14日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。これまで特別支援を必要とする障がい等のある児童生徒が就学する際、就学指導委員会において就学先を審査・決定し、保護者に通知していたということであります。今回の改正では、就学先決定前に本人や保護者の意見を最大限に尊重し、合意形成によって就学先を決定でき、就学後も相談・支援していくという説明がなされました。委員からは、特別支援を要する児童生徒が本町の幼稚園、小中学校に入学を希望する際には、ヘルパーや環境整備などサポート体制を作りながら支援するよう意見がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月14日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第49号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。